

# 「大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務」 仕様書

## 1. 業務名

大和高田市こども計画ニーズ調査及び分析並びに策定に係るコンサルティング業務

## 2. 委託業務概要

こども基本法に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、大和高田市こども計画を策定するにあたり、市民ニーズを把握するためのアンケート調査及びワークショップの実施、調査結果の集計・分析・報告書の作成業務、計画策定にあたり必要な助言等を受けられるようコンサルティング業務を委託する。

## 3. 経過等

令和5年4月1日に施行されたこども基本法（以下「法」という。）において、市町村は国の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定することが努力義務となっている。本市においても、市全体でこども施策を推進するため、現行計画「第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」を含む）の内容に加え、新たに下記関係法令の計画を包含した『大和高田市こども計画（計画期間：令和8年～令和11年）』の策定を目指し、令和7年度から計画作成へ向け着手する。

こども計画策定にあたっては、その対象となるこども等の意見を反映させることが法で義務付けられており、特に、意見聴取にあたっては、様々な手法を組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要とされている。

（関係法令等）

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子ども貧困対策の推進に関する法律第8条第2項の各号に掲げる事項
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（令和7年3月末策定完了済み）
- ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（令和7年3月末策定完了済み）
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく「自立促進計画」
- ・ こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（令和6年3月こども家庭庁策定）
- ・ 自治体こども計画策定のためのガイドライン（令和6年5月こども家庭庁策

定)

#### 4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### 5. 業務内容

##### (1) アンケートの実施

アンケート実施にあたっては、上記関係法令等や本市の現状を踏まえ、アンケートの内容及び対象者、回収率を踏まえた標本数の設定、アンケートの実施方法（郵送調査、WEB調査）等、具体的な事項については協議により決定すること。アンケートの内容については、「第3期大和高田市子ども・子育て支援事業計画」の内容を踏まえ、上記関係法令等を調査・整理の上、「大和高田市子ども計画」を策定するにあたり必要なアンケート内容について協議の上、決定すること。

##### 【調査対象者及び標本数等（案）】

	アンケート対象者	標本数	対象計画
ア	小学校5年生、中学2年生	800人	貧困
イ	アの保護者	800人	貧困
ウ	40歳未満（15歳から39歳）の若者	1,200人	子ども・若者

※上記ア～ウのアンケート調査実施にあたっての、調査票（WEB調査においては、回答サイト・フォーム構築）・依頼文書の作成、印刷、封入、発送等、その他一切の業務は受託者において実施すること。また、それらにかかる一切の費用は受託者において負担すること。なお、対象者データの抽出は市が行い、受託者へ提供する。

※同一の調査対象者による、郵送及びインターネットでの重複回答を防止するための対策を講じることとし、子どもとその保護者の双方を対象とする調査（ア及びイ）については、互いの回答が確認できないよう対策を講じること。

##### (2) ワークショップの実施（2回以上）

ワークショップの実施にあたっては、より効果的なものとなるよう、子ども・若者・民間関係団体等の参加を工夫すること（ワークショップの参加者は、小学生から39歳までの30人程度とし、公募等で選出を想定）。ワークショップの実施（進行等）、資料及び議事録の作成は受託者が行うものとする。なお、ワークショップ会場の提供は市が行う（受託者にて会場使用料の負担なし）。

- ア 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（令和6年3月こども家庭庁策定）」、「自治体こども計画策定のためのガイドライン（令和6年5月こども家庭庁策定）」、他自治体の事例などを参考に、参加者の募集方法、ワークショップの内容（テーマ設定・進行・スケジュール等）等、企画の提案を行い、市と協議の上、決定すること
- イ 当日の運営にあたっては、上記ガイドラインを参考に、参加者が意見を出しやすいよう創意工夫を行うこと

### (3) コンサルティング業務（案）

以下ア～カの事項について、コンサルティング業務を行うものとする。コンサルティング業務は、大和高田市役所本庁舎において行うものとする（5回程度）。ただし、軽微なものは電話やWEB会議等（例：Zoom、Webex等）で行うことができるとし、電話等での実施は回数に含めない。なお、協議後等は速やかに協議記録を作成し、関係者合議の上、市へ提出すること。

- ア 児童扶養手当の現況届時（8月）に、市が実施する児童扶養手当受給者（700名程度）へのアンケート調査の設問設計等に関すること
- イ 特別児童扶養手当の所得状況届時（8月～9月）に、市が実施する特別児童扶養手当受給者（300名程度）へのアンケート調査の設問設計等に関すること
- ウ 声を聴かれにくいこども・若者へのアンケート調査やヒアリング実施にあたっての最適な手法及び設問設計等に関すること
- エ 上記（2）で実施したワークショップで出た意見について、市が参加者へフィードバックを行うにあたっての支援に関すること
- オ パブリックコメント実施支援に関すること
- カ その他、計画策定にあたり市が必要とする事項

### (4) 現状分析と課題の整理

現状の分析及び課題整理にあたっては、本市が実施している子ども・子育て支援事業計画に基づく事業、その他関連施策の現状を把握し、課題の整理を行う。

### (5) アンケート調査結果等の集計及び分析

調査票のデータ入力、調査結果の単純集計及びクロス集計、自由記述の取りまとめ、調査結果の分析を行うとともに、課題を抽出して、実情に応じた施策や今後必要となる施策を提案する。なお、上記（1）のアンケート結果のみならず、（2）のワークショップの結果、市が実施するアンケート調査の結果の集計、分析についても受託者が実施する。

### (6) 集計・分析結果・報告書の取りまとめ

集計・分析結果を取りまとめた報告書を作成すること（グラフや図表等を用

いた内容とする)。課題は原則として、設問ごとの提示とするが、設問を類型化できる場合は、類型化ごとの提示とする。また、実情に応じた施策や今後必要となる施策の提案もあわせて提示すること。なお、市が別途指定する期日までに速報値を報告すること。

## 6. 主な日程

市が実施するアンケート調査の設問案の提示期限	令和7年7月下旬頃
市によるアンケート調査の実施	令和7年8月から9月中旬
受託者が実施するアンケート調査の設問案の提示期限	令和7年9月上旬頃
調査対象者にかかるデータの抽出・提供	令和7年9月中旬頃
受託者による調査対象者への案内・依頼	令和7年10月頃
受託者によるアンケート調査の実施	令和7年10月頃から12月頃
受託者によるワークショップ（2回以上）の実施	令和7年8月から令和8年1月上旬頃
アンケート調査結果等の集計及び分析、報告書の作成	令和7年9月から令和8年1月中
パブリックコメントの実施	令和8年2月頃
成果品の納品	令和8年3月頃

## 7. 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) ニーズ調査等報告書の電子データ（CD-R、DVD-R 等） 一式
- (2) ニーズ調査等報告書概要版の電子データ（CD-R、DVD-R 等） 一式

成果品の作成に当たっては、図表を適宜挿入する等して、市民がより見やすく理解しやすいものとなるよう工夫を凝らすとともに、大和高田市こども計画への掲載を前提として作成すること。提出に当たっての電子データのファイル形式は、ワード、エクセル、PDFとする。なお、電子データについては、イラストレーター、フォトショップ等の印刷製本に適した形式も併せて提出すること。

## 8. 成果品の帰属

本業務で履行した内容は全て大和高田市の所有とし、調査結果についても市の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

## 9. その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成15年法律第57号）」及び大和高田市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (3) 業務履行の過程において、大和高田市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うこと。
- (4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、大和高田市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (5) この業務の委託料は、業務完了後受託者からの請求書を受領した日から30日以内に支払う。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (7) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。